工事等成績評定表(建築工事)

年 月 日 作成

10	117	=m

																							担当課	ŧ:										
工事名									契約	的金額(i	最終)																							
受注者名										工期							年		月		日	~			年		月		H					
随時検査									F	記成年月	日						年		月		日													
	考査項目			監督職.	員				(F	長等 職	員					検	査員(完	成)					検査.	員(随時	打回)			検査員(随時2回)						
	有 直項日	氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
項目	細別	а	b	С	d	е	а	a'	b	b'	С	d	е	а	a'	b	b'	С	d	е	а	a'	b	b'	С	d	е	а	a'	b	b'	С	d	е
1. 施工体制	I 施工体制一般	1	0.5	0	-5	-10																												
1. 旭工14利	Ⅱ配置技術者	3	1.5	0	-5	-10																												
	I施工管理	4	2	0	-5	-10								5		2.5		0	-7.5	-15	5		2.5		0	-7.5	-15	5		2.5		0	-7.5	-15
2. 施工状況	Ⅱ工程管理	4	2	0	-5	-10	2		1		0	-7.5	-15																					
2. 旭工认沉	Ⅲ安全対策	5	2.5	0	-5	-10	3		1.5		0	-7.5	-15																					
	Ⅳ対外関係	2	- 1	0	-2.5	-5																												
3. 出来形	I出来形	4	2	0	-2.5	-5								10	7.5	5	2.5	0	-10	-20	10	7.5	5	2.5	0	-10	-20	10	7.5	5	2.5	0	-10	-20
及び	Ⅱ品質	5	2.5	0	-2.5	-5								15	12	7.5	4	0	-12.5	-25	15	12	7.5	4	0	-12.5	-25	15	12	7.5	4	0	-12.5	-25
出来ばえ	Ⅲ出来ばえ													5		2.5		0	-5		5		2.5		0	-5		5		2.5		0	-5	
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)									点																								
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)			点																														
6. 社会性等	I 地域への貢献等(※4)						10	7.5	5	2.5	0																							
加減点合計(1+	2+3+4+5+6)				点						点							点							点							点		
評定点(※1)		1			点			2			点				3			点				4			点				⑤			点		
						〇随時	検査	なし	1		点	× ().4 +	2		点	× 0	.2 +	3		点	× 0	.4 =		点									
評定点計(※5)					点	〇随時	検査	1回	1		点	× ().4 +	2		点	× 0	.2 +	3		点	× 0	.2 +	4		点	× (0.2 =		点				
					_	〇随時	検査	2回	1		点	× ().4 +	2		点	× 0	.2 +	3		点	× 0.2	+ { (4		+	(5)) ÷	2] 点	× 0).2 =		点
7. 法令遵守等(※	6)										点																							
評定点合計(※7) 点 〇評		O === ==	- E - E L			_		法令追	\$ c^ 44			.=	=			<u>_</u>																		
計及思口引(次	7)				从	U計ル				点	_	法节题	主寸寺			点	=			点														
		係	長等 職	員																														
	所見(※8)		監督職員	Ę																														
			検査員																															

- ※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。
 - 各評定点(①~⑤)は少数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。 評価に際しては、監督職員からの報告を受けて係長等職員が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
- ※5 随時検査があった場合: (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2)= 点 ※ただし、随時検査が2回以上の場合は平均値
- ※6 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は係長等職員が評価するものとする。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。
- ※9 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表(建築工事)によるものとする。

細目別評定点採点表(建築工事)

考査項目	細別	①監督職員	②係長等職員	③検査員(完成)	④検査員(随時1回)	⑤検査員(随時2回)	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4+2.9=					点
		Į	点				3.3点
	Ⅱ. 配置技術者	() ×0.4+2.9=					点
		J	点				4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4+2.9=		() × 0.4+6.5=	() × 0.4+6.5=	() × 0.4+6.5=	点
		J	点	点	点	点	13.0点
	Ⅱ. 工程管理	() × 0.4+2.9=	$() \times 0.2 + 3.2 =$				点
		J	点点				8.1点
	Ⅲ. 安全対策	() × 0.4+2.9=	() ×0.2+3.3=				点
		J	点点				8.8点
	Ⅳ. 対外関係	() ×0.4+2.9=					点
			点				3.7点
3. 出来形及び	I. 出来形	() × 0.4+2.8=		() ×0.4+6.5=	() × 0.4+6.5=	() × 0.4+6.5=	点
出来ばえ			点	点			
	Ⅱ. 品質	() × 0.4+2.9=		() × 0.4+6.5=	() × 0.4+6.5=	() × 0.4+6.5=	点
			<u>点</u>	点	点	点	17.4点
	Ⅲ. 出来ばえ			() × 0.4+6.5=	() × 0.4+6.5=	() × 0.4+6.5=	点
				点	点	点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() ×0.2+3.3=				点
^ 	- 61+-1		点				7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4+2.9=					点
~ +1 ^ 4 / // *	- u.b. o.z.tv#	,	点				5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() ×0.2+3.2=				点
- 40#a#			点				5.2点
7. 法令遵守等	1		() ×1.0=				
			点				点
						評定点合計	100.0点
							100.0点

※随時検査がなかった場合

①+②+③ = 細目別評定点

※随時検査が1回あった場合

 $(1+2+(3+4)) \times 0.5 = 細目別評定点$

※随時検査が2回あった場合

①+②+{③+(④+⑤)÷2}×0.5 = 細目別評定点

別紙① 監督職員用

考査項目	細別	評価	ī 対象項目	
1. 施工体制	I.施工体制一般		作業分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。	
			品質管理体制が、書面に適切に記載されている。	
			安全管理体制が、書面に適切に記載されている。	
			現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。	
			工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。	
			建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、	
			配布が受け払い簿等により適切に把握されている。	
			元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。	
			現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。	
			「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について、指示事項が無い。または指示事項に対する	
			改善が速やかに実施されている。	
			工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で所定の期間内に行われている。	
			その他	
			理由:	
		(減,	点)該当すればd評価とする。	
			施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	
		(減,	点)該当すればe評価とする。	
			施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
			評価	
a:施工体制/	が優れている。	b:施	E工体制が良好である。 c:施工体制が適切である。 d:施工体制がやや不適切である。	
e:施工体制7	が不適切である。			
該当項目が	90%以上		→a ① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目	
該当項目が	30%以上90%未満		→b ② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「-」にする。	
該当項目がの	60%以上80%未満		→c ③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計	
該当項目が	60%未満		算の値で評価する。 →d ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)	
			♥ 計画性(70/-ロ1149日数(■]♡数/ 計画別象項目数(□]と ■]を日刊せた数/	
	評価			
	計画			

別紙② 監督職員用

考査項目	細別	評価対象項目	
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者	□ 現場代理ノ	、として、工事全体の把握ができている。
	(現場代理人等)	□ 現場代理』	くとして、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。
		□ 契約書、設	計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
		□ 工事請負券	忍約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査
		を行ってい	వ .
		□ 書類及び資	賢料が適切に整理されている。
		□ 作業環境、	気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
		□ 工事に必要	見な専門技術者を選任し、配置している。
		口 作業に必要	見な作業主任者を選任し、配置している。
		口 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
		□ 施工体制、	施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
		□ 施工等に住	ら提案又は工夫をもって工事を進めている。
		口 「施エプロ・	セス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)について指示
		事項が無し	v。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□ その他	
		理由:	
		(減点)該当すれ	Lばd評価とする。
		口 配置技術者	新に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
		(減点)該当すれ	ルばe評価とする。
		口 配置技術者	針に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			評価
a:配置技術	者として優れてい <i>る</i>	b。 b:配置技術	所者として良好である。 c:配置技術者として適切である。
d:配置技術	者としてやや不適な	刃である。	e:配置技術者として不適切である。
該当項目が9		→a	① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目
該当項目が8	80%以上90%未満	→b	② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「ロ」をダブルクリック×2回で「一」にする。
該当項目が6	60%以上80%未満	→c	③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が6	60%未満	\rightarrow d	④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)
	I		
	評価		

- ※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。
- ※2. 作業主任者を選任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

別紙③ 監督職員用

考査項目	細別	評価対象項目	
2. 施工状況	I.施工管理	□ 契約書第1	8条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
		□ 施工計画書	が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。
		□ 施工計画書	が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
		□ 施工計画書	\$に、出来形·品質確保のための記載がある。
		□ 施工計画書	に基づき、出来形・品質の管理を適切に行っている。
		□ 施工図作成	たにあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
		□ 工事打合も	t書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
		□ 施工計画書	iの記載内容と現場施工方法が、一致している。
		□ 一工程の旅	E工の検査·確認の報告が、適時に行われている。
		□ 現場内での	整理整頓が、常時行われている。
		□ 使用する建	築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の
		管理が適切	
			計画的に行われている。
			ックリスト等の管理基準により、管理されている。
		_ 12-32-1-12-	振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
			7の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
			マス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善
			実施されている。
		□ その他	
		理由:	
		(減占)該当すれ	・ばd評価とする。
			関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			ばe評価とする。
			関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			評価
a:施工管理だ	が優れている。	b: 施工管理が良	.好である。 c:施工管理が適切である。 d:施工管理がやや不適切である。
e:施工管理#	が不適切である。		
該当項目が9	0%以上	→a	① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目
該当項目が8	0%以上90%未満	→b	② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「-」にする。
該当項目が6	0%以上80%未満	→c	③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計
該当項目が6	0%未満	→d	算の値で評価する。 ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)
	評価		

考査項目	細別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	口 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
		□ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて日常的に把握している。
		□ 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の
		遅れがない。
		□ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		□ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
		□ 受注者の責による夜間や休日の作業がない。
		口 休日・代休の確保を行っている。
		□ 近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
		□ 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善
		が速やかに実施されている。
		口その他
		理由:
		(減点)該当すればd評価とする。
		□ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
		(減点)該当すればe評価とする。
		□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価
a:工程管理#	「優れている。	b:工程管理が良好である。 c:工程管理が適切である。 d:工程管理がやや不適切である。
e:工程管理#	が不適切である。	
該当項目が9	0%以上	→a ① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目
該当項目が8	0%以上90%未満	→b ② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「-」にする。
該当項目が6	0%以上80%未満	→c ③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計
該当項目が6	0%未満	→d
	評価	
	HI IM	

考査項目	細別	評価対象項目	
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	□ 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。
		□ 店社パトロ	ールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。
		□ 各種安全/	パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
		□ 安全教育・	安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
		□ 安全巡視、	TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
		□ 新規入場者	・教育を実施し、記録が整備されている。
		□ 現場の各耳	程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
		□ 重機操作に	際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		□ 山留め等に	ついて、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている
		□ 仮設工事に	おいて、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		□ 使用機械、	工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
		□ 工事現場に	おける保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
		□ 過積載防止	:に十分に取り組んでいる。
		ロ 「施エプロイ	マス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善
		が速やかに	実施されている。
		□ その他	
		理由:	
		(減点)該当すれ	ばc評価とする。
		口 安全対策に	関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。
		(減点)該当すれ	ばd評価とする。
		□ 安全管理に	対して、監督職員から文書による改善指示を行った。
		(減点)該当すれ	ばe評価とする。
		□ 安全管理に	対して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			評価
a:安全対策だ	が優れている。	b:安全対策が良	好である。 c:安全対策が適切である。 d:安全対策がやや不適切である。
e:安全対策#	が不適切である。		
該当項目が9	0%以上	→a	① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目
該当項目が8	0%以上90%未満	→b	② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「ロ」をダブルクリック×2回で「一」にする。
該当項目が6	0%以上80%未満	→c	③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が6	0%未満	→d	子の値 Carimis る。 ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)
	評価		

別紙⑥ 監督職員用

考査項目	細別	评価対象項目						
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係	コ 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生が少ない。						
		コ 工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。						
		□ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。						
		コ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。						
		コ 近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後						
		のトラブルがない。						
		コ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。						
		□ 「施エプロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善						
		が速やかに実施されている。						
		コーその他						
		理由:						
		滅点)該当すればd評価とする。						
		口 対外関係に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。						
		滅点)該当すればe評価とする。						
		コ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。						
		評価						
):対外関係が良好である。 c:対外関係が適切である。 d:対外関係がやや不適切である。						
e:対外関係/	が不適切である。							
該当項目が	0%以上	→a ① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目						
該当項目が8	0%以上90%未満	→b ② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「一」にする。						
該当項目が	0%以上80%未満	→c						
該当項目が6	0%未満	→d ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)						
	評価							

別紙⑦

考査項目	細別	平価対象項目
3. 出来形	I.出来形	〕 承諾図等が、設計図書を満足している。
及び		〕 施工図等が、設計図書を満足している。
出来ばえ		〕 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
		〕 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
		〕 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
		〕 出来形の管理方法を工夫している。
] 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		《解体工事については、以下の6項目を評価対象項目とする。
		〕 指定仮設の設置範囲及び仕様等が設計図書を満足し、適切な施工である。
		〕 撤去対象物の範囲等が設計図書を満足し、適切な施工である。
		〕 整地の範囲及び仕様等が設計図書を満足し、適切な施工である。
		〕 分別解体等の方法等が設計図書を満足し、適切な施工である。
		〕 各施工段階ごとの工事の記録が、工事写真、施工記録等により確認できる。
] 建設廃棄物が、全て適切に処分されていることが確認できる。
] その他
		理由:
		減点)該当すればd評価とする。
		コ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
		減点)該当すればe評価とする。
] 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
		- エテいス人が自力・・・ 木に生って血自物スペ
	I	評価
a:出来形がf	憂れている。	:出来形が良好である。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。
e:出来形がる	不適切である。	
該当項目が9	90%以上	→a ① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目
該当項目が8	80%以上90%未満	→b ② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「-」にする。
該当項目が6	60%以上80%未満	→c ③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計
該当項目が6	60%未満	算の値で評価する。 →d ② 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)
	評価	

^{※1.} 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比する ことにより評価を行う。

別紙③ (品質1/4) 監督職員用

考査項目	細別	評価対象項目
3. 出来形	Ⅱ.品質	□ 材料・製品の品質が、制作図等により確認でき、設計図書を満足している。
及び	建築工事	□ 品質確認記録の内容が、適切である。
出来ばえ		□ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
	工事比率	□ 躯体工事における施工の品質が、良好である。
		□ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
1		□ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□ その他
		理由:
		評価
a: 品質が優れ	っている。	b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。
e:品質が不過	適切である。	
該当項目が9	0%以上	→a ① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目
該当項目が8	0%以上90%未満	→b ② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「一」にする。
該当項目が6	0%以上80%未満	→c ③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計
該当項目が6	0%未満	→d 算の値で評価する。
		④ 評価値(物)=合格項目致(□■]の致)/ 評価対象項目数(□□]と言わせに致)
	暫定評価	評価値

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計 図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工事毎に評価し 工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。ただし、その工事について複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

別紙③ (品質2/4) 監督職員用

考査項目	細別	評価対象項目
3. 出来形	Ⅱ.品質	□ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
及び	電気設備工事	□ 品質確認記録の内容が、適切である。
出来ばえ	受変電設備工事	□ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
		□ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足して
	工事比率	いる。
		□ 機材及び施工の品質が、良好である。
		□ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		口その他
		理由:
	•	· 評価
a: 品質が優々	れている。	b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。
e:品質が不i	適切である。	
該当項目が9	00%以上	→a ① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目
該当項目が8	80%以上90%未満	→b ② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「-」にする。
該当項目が6	0%以上80%未満	→c ③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計
該当項目が6	60%未満	→d 算の値で評価する。 ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)
		♥ 計画に(70/-ロ10匁0双() ■100双// 計画列家切口数()口]と「■1を口がせた数/
	暫定評価	評価値

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計 図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工事毎に評価し 工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。ただし、その工事について複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

別紙③ (品質3/4) 監督職員用

考査項目	細別	評価対象項目					
3. 出来形	Ⅱ.品質	□ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。					
及び	暖冷房衛生設備	□ 品分	質確認記録の内容が、適切である。				
出来ばえ	工事	□ 施.	工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。				
	機械設備工事	ロシス	ステムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足して				
	工事比率	いる	ర ం				
		□機	材及び施工の品質が、良好である。				
		□ 不可	可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。				
		□ その	の他				
		理	里由:				
			評価				
a:品質が優ね	hている。	b:品質 <i>t</i>	が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。				
e:品質が不i	適切である。						
該当項目が	90%以上	→a	a ① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目				
該当項目が80%以上90%未満		→Ł	→b ② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「一」にする。				
該当項目が60%以上80%未満		$\rightarrow c$	→c ③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計				
該当項目が60%未満		$\rightarrow c$	→d				
			母/ 計画順(70/-口恰項日数(!■]の数// 計画対象項日数(!□]C!■]を占わせに数/				
	暫定評価		評価値				

- ※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
- ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計 図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※4.1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工事毎に評価し 工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。ただし、その工事について複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

考查項目別運用表(建築工事)

考査項目	細別	評価対象項目					
3. 出来形	Ⅱ.品質	□ 建設廃棄物の処分記録の内容が、適切である。					
及び	解体工事	□ 各施工段階毎の施工状況が施工計画書毎に基づき、適切である。					
出来ばえ		□ 整地等における施工の品質が、良好である。					
	工事比率	□ 各施工段階毎に施工品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。					
		□ 解体施工等において、品質確保のための工夫をしている。					
'		□ 不可視部分が段階確認等で適切に行われていることが確認でき、写真記録等も整備されている。					
		□ その他					
		理由:					
		評価					
a: 品質が優れ	こている 。	b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。					
e:品質が不道	適切である。						
該当項目が9	0%以上	→a ① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目					
該当項目が80%以上90%未満		→b ② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「-」にする。					
該当項目が60%以上80%未満		→c ③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計					
該当項目が60%未満		→d 算の値で評価する。 ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)					
		受 計画に(70/-□1149日数(*■]V)数//計画対象項目数(*□]と「■]をログせた数/					
	暫定評価	評価値					

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計 図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工事毎に評価し 工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。ただし、その工事について複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

	最終評価		最終 評価値							
			 (1)評価値	×	(1)工事比率	+	(2)評価値	×	(2)工事比率	+
該当項目が90%以上		→a	(3)評価値	×	(3)工事比率	+	(4)評価値	×	(4)工事比率	
該当項目が80%以上90%未満		→b								
該当項目が60%以上80%未満		→c								
該当項目が60%未満		\rightarrow d								

(減点)建築工事・電気設備等工事・暖冷房衛生設備等工事・解体工事のうち、いずれか1つでも該当すればd評価とする。

- □ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
- (減点)建築工事・電気設備等工事・暖冷房衛生設備等工事・解体工事のうち、いずれか1つでも該当すればe評価とする。
- □ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

別紙⑨ (創意1/2) 監督職員用

* *- T.D. (BB)							
考査項目·細		評価対象項目					
5. 創意工夫	■準備・後片付け	□ 測量・位置出しにおける工夫					
	関係	□ 現地調査方法の工夫					
		口その他					
		理由:					
		詳細評価内容:					
	■施工関係	□ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫					
		□ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み					
		□ 土工事、地業工事、鉄骨立て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫					
		□ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫					
		□ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫					
		□ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫					
		□ 照明・視界確保等の工夫					
		□ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫					
		□ 運搬車両・施工機械等の工夫					
		□ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫					
		□ 施工管理及び品質向上等の工夫					
		ロ プレハブエ法等の採用による工期短縮等の工夫					
		□ 仮設施工等の工夫					
		□ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫					
		□ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫					
		□ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫					
		□ その他					
		理由:					
	■品質関係	□ 集計ソフト等の活用と工夫					
		□ 躯体工事の品質管理の工夫					
		□ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫					
		□ 施工の検査・試験に関する工夫					
		□ 品質記録方法の工夫					
		□ その他					
		理由:					
		在四.					
		詳細評価内容:					
		NITOWN I INM I A PM .					

別紙**⑨** (創意2/2) 監督職員用

考查項目別運用表(建築工事)

考査項目·細別		評価対象項目					
5. 創意工夫	■安全衛生関係	□ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)					
		□ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫					
		口 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫					
		酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫					
		口 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫					
		口 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫					
		口 作業時における作業環境改善等の工夫					
		□ ゴミの減量化、アイドリングストップ励行等の地球環境への工夫					
		口その他					
		理由:					
		詳細評価内容:					
	■施工管理関係	□ 出来形の管理等に関する工夫					
		□ 施工計画書または写真記録等に関する工夫					
		□ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫					
		ロ CAD、施工管理ソフト等の活用					
		口その他					
		理由:					
		詳細評価内容:					
	■その他	<新技術活用>※新技術に関する下記3項目での加点は最大4点とする。					
		 ※新技術については京都府を参考にした。					
		□ NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点)					
		□ 活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合					
		評価点が120点以上の場合。(2点)					
		□ NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技					
		術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(4点)					
		ノスの此へ					
		くその他>					
		口 その他 (点) And					
		理由:					
		詳細評価内容:					
評点計=							
(最大7点)	点						

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

なお、係長等職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 合格項目「■」とした評価対象項目について、評価内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目	細別	評価対象項目						
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	● 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。						
		● 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。						
		■ 近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、						
		工期内に工事を完成させた。						
		● 配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。						
		● その他						
		理由:						
		性四.						
		 詳細評価内容:						
		PT-MAD I IMP 3 TG ·						
		d:工程管理がやや不適切である。 e:工程管理が不適切である。						
		評価選択 □ □ □ □ □						
		a b c d e						
		c c c c c c c c c c c c c c c c c c c						
		評価						
	Ⅲ. 安全対策							
	血. 女主对來	● 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。						
		● 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。						
		● 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。						
		● 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。						
		● その他						
		理由 :						
		詳細評価内容:						
		a:安全対策が優れている。 b:安全対策が良好である。 c:安全対策が適切である。						
		d:安全対策がやや不適切である。 e:安全対策が不適切である。						
		a b c d e						
		※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。						
		評価						
6. 社会性等		■ 災害時等に地域への救援活動等に協力した。						
	等	■ 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。						
		● 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。						
		● 広報活動や現場見学会を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。						
		● 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。						
		◆ その他						
		理由:						
		詳細評価内容:						
		a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。						
		b:地域への貢献が良好である。 b':地域への貢献がやや良好である。 c:他の評価に該当しない。						
		評価選択 □ □ □ □ □						
		a a' b b' c						
		 ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。						
		評価						
•								

- ※1. 係長等職員は、監督職員の意見を参考に総括的な評価を行う。
- ※2. 評価に当たっては評価対象項目の合格項目の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。
- ※3. 地域への貢献とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- ※4. 合格項目「■」とした評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別紙① (特性1/3) 係長等職員用

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性	■建物規模への	※下記の対応事項に1つ以上"■"が付けば2点の加点とする。
	対応	□ 延べ面積10,000㎡以上の建物
(施工条件等		□ 地下9階以上又は建物高さ31m以上の建物
への対応)		□ 大空間のホール等を有する建物
		□ その他
		理由:
	評点=	詳細評価内容:
	点	
	■建物固有の	※下記の対応事項に1つ以上"■"が付けば2点の加点とする。
	機能の難しさ	口 対象建物の耐震レベル
	への対応	□ 建物機能の特殊性
		口その他
		理由:
		[評価技術事例]
		・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてI類及びA類に属する工事
		・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事
		・研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物
評点=		詳細評価内容:
	±.	
ŀ	点	 ※下記の対応事項に1つ以上"■"が付けば2点の加点とする。
	■建物固有の	※ ド記の対応争項に「フ以上 ■ が刊けは2点の加点とする。 □ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】
	心への対応	
	C. (0) X1 III	□ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合
		□ その他
		理由:
		-
		[評価技術事例]
		 ・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的な検討が必要な工事
		・特殊な工法及び材料等を採用した工事
		・特殊な設備システムを採用した工事
		・免震装置を設ける工事
		・大規模な山留め工法が必要な工事
		・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事
		・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	評点=	詳細評価内容:
	-	
	点	

考査項目 (細別)	評価対象項目						
4. 工事特性	■厳しい自然・		※下記の対応事項に1つ以上"■"が付けば2点の加点とする。				
	地盤条件への		湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)				
(施工条件等	対応	□ 軟弱地盤、支持地盤の影響					
への対応)	への対応) □ 雨・雪・風・気温等の影響						
			その他				
			理由:				
		r===					
		LE¥'	価技術事例]				
			・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事				
			・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事				
			・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限				
			を受けた工事				
	評点=	詳紙	丑評価内容:				
	点						
	■厳しい周辺環境	竟	※下記の対応事項に1つ以上"■"が付けば2点の加点とする。				
	、社会条件への		地中埋設物等の作業障害				
	対応		工事の影響に配慮すべき建物等の近接物				
			周辺住民等に対する騒音・振動の配慮				
			周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮				
			その他				
			理由:				
		「評·	価技術事例]				
			・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事				
			・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事				
			・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事				
			・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事				
			・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事				
	評点=	詳紙	田評価内容:				
	_						
	点						

考査項目 (細別)	評価対象項目		
4. 工事特性	■施工現場での		※下記の対応事項に1つに"■"が付けば4点の加点とし、最大10点とする。
	対応		【長期工事における安全確保への対応】
(施工条件等			12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く)
への対応)			【災害等での臨機の措置】
			地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事
			【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】
			工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
			工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事
			休日・夜間作業が工程の過半を超える工事
			施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
			特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事
			外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
			特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事
			施エヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事
			同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
			その他
			理由:
	評点=	詳紙	田評価内容:
	点		
評点計=			
(最大20点)	点		

- ※1 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
- ※2. 監督職員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※3. 評価にあたっては、監督職員の意見も参考に評価する。
- ※4. 合格項目「■」とした評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

別紙⑰ 係長等職員用

考查項目別運用表(建築工事)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表								
7. 法令遵守		点数	措置内容						
等			該当無し						
	_	20 点	1. 指名停止3ヶ月以上						
	_	15 点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満						
	_	13 点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満						
	_	10 点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満						
	_	8 点	5. 文書注意						
	_	5 点	6. 口頭注意						
	_	3 点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分						
			がなかった場合(措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)						

— 点

- ① 本考査項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適用事例で上表1から7の措置があった 1場合に適用する。
- ② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
- ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注企業の現場従事職員及び②を 履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
- ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督又は係長等職員からの文書注意、 口頭注意等)は、監督又は係長等職員の評価対象項目である安全対策において減点をする。

【上記で評価する場合の適用事例】

- 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
- 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- 6. 建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等
- 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9. 監督又は送検の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。
- 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるい「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14. 受注企業及び下請等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。
- 15. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 16. 引き渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。
- 17. 低入コスト調査で虚偽の報告があった。
- 18. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。
- 19. 受注者が工事請負契約書第7条の2の規定に違反して社会保険等未加入建設業者を下請負人としていることが判明した。
- 20. その他

理由:

考査項目	細別	評価対象項目			
2. 施工状況	I.施工管理	□ 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。			
		□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。			
		□ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。			
		□ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。			
		□ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。			
		□ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。			
		□ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。			
		□ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認でき			
		ం			
		口 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認			
		できる。			
		□ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。			
		口 工事の関係書類及び資料の整理がよい。			
		□ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、			
		配布が受け払い簿等により適切に把握されている。			
		□ 施工体制台帳及び施工体系図を的確に整備していることが確認できる。			
		□ その他			
		理由: 			
	(はよ∖ラオメメンまればッラスイルトレまえ				
	(減点)該当すればd評価とする。				
		□ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。			
		(減点)該当すればe評価とする。			
		□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。			
恢 _ 答 理 #	 が優れている。	b:施工管理が良好である。 c:施工管理が適切である。 d:施工管理がやや不適切である。			
		D: 加工官理が良好である。 C: 加工官理が適切である。			
e:施工管理が不適切である。 該当項目が90%以上		→8 ① ■ _ △牧佰日 □ _ 五△牧佰日 _ 証压补免从佰日 _ 以□ L■ 比松む」で証压补免佰日			
		→a ① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目 →b ② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「-」にする。			
該当項目が80%以上90%未満 該当項目が60%以上80%未満		→c ③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計			
該当項目が60%未満		→d 算の値で評価する。			
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)			
	== / 				
	評価				

考查項目別運用表(建築工事)(完成)

考査項目	細別	評価対象項目					
3. 出来形	I.出来形	□ 承諾図等か	「、設計図書を満足していることが確認できる。				
及び		□ 施工図等か	「設計図書を満足していることが確認できる。				
出来ばえ		□ 施工計画書	等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。				
		口 出来形の管	萱理記録の整備が、良好であることが確認できる。				
		口 出来形の管	F理方法が、工夫されていることが確認できる。				
		□ 現場におけ	現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。				
		□ 現場におけ	現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。				
		□ 不可視部分	となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。				
		※解体工事につ	いては、以下の6項目を評価対象項目とする。				
		□ 指定仮設 <i>0</i>	設置範囲及び仕様等が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。				
		□ 撤去対象物	刃の範囲等が確認でき、処分が適切であることが確認できる。				
		□ 整地の範囲]及び仕様等が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。				
		□ 分別解体等	の方法等が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。				
		□ 各施工段階	コ 各施工段階及び不可視部分の工事写真、施工記録が適切に整備されていることが確認できる。				
		□ 解体施工等	Fにおいて、管理方法を工夫していることが確認できる。				
		□ その他					
		理由:					
		(減点)該当すればd評価とする。					
			「理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。				
			ばら評価とする。				
		□ 出来形かれ	ぶ適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。				
			評価				
a:出来形が特	寺に優れている。	a':出来形が優オ	ıている。 b:出来形が特に良好である。 b':出来形が良好である。				
c:出来形がi	適切である。	d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。					
該当項目が9	00%以上	→a	① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目				
該当項目が8	該当項目が80%以上90%未満		② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「一」にする。				
該当項目が70%以上80%未満		→b	③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計				
該当項目が60%以上70%未満		→b'	算の値で評価する。 ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)				
該当項目が50%以上60%未満		→c	(4) 評価値(%)=合格項目数(「■]の数)/ 評価対象項目数(「□]と「■]を合わせた数)				
該当項目が50%未満		ightarrow d					
	T	T					
	評価						

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙⑤ (品質1/4) 検査員用

考査項目	細別	評値	西対象項目										
3. 出来形	Ⅱ.品質		材料·製品の)品質が、制	作図等により	/確認でき、	設計図書を満足していることが確認できる。						
及び	建築工事		施工の各段	他工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。									
出来ばえ			材料の品質	材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。									
			品質の確認	品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。									
	工事比率		施工の品質	エの品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。									
			建具、ユニッ	ト等の性能	及び機能に関	関する確認力	5法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足してい						
			ることが確認	っことが確認できる。									
			躯体工事に	おける施工の	の品質が、施	工記録等に	より確認でき、良好であることが確認できる。						
			内外仕上げ	工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。									
			その他のエ	事(躯体・内	外仕上げを降	余く)における	施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であ						
			ることが確認	できる。									
			不可視部分	となる品質か	、、工事写真	、施工記録(こより確認できる。						
			検査でのエ	夫や良好なカ	施工の品質が	が、継続して	確認できる。						
			その他										
			理由:										
						評価							
a:品質が特I	に優れている。	a': ₽	品質が優れて	いる。	b:品質が特	に良好であ	る。 b':品質が良好である。						
c:品質が適	切である。	d:占	d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。										
該当項目が	90%以上		→a	① ■ - △ :	故ॉ□日 □ -	不合故項日	、一=評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目						
該当項目が	30%以上90%未満						、 - 計画対象が項目						
該当項目が	70%以上80%未満			-			れを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計						
該当項目がの	60%以上70%未満		⊸ υ	算の値で評									
該当項目が	該当項目が50%以上60%未満 →c			→c ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)									
該当項目が	50%未満		→d										
	暫定評価				評価値								

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計 図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工事毎に評価し 工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事について複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

別紙⑮ (品質2/4) 検査員用

考査項目	細別	評価	西対象項目											
3. 出来形	Ⅱ.品質		機材の品質を	が、承諾図等	等により確認	でき、設計図	図書を満足	していることが確認できる。						
及び	電気設備工事		施工の各段	階におけるタ	完了時の試験	検及び記録₫)方法が、	適切であることが確認できる	•					
出来ばえ	受変電設備工事		材料の品質	†料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。										
			品質の確認	結果が、分が	かりやすく整	理されている	ことが確認	忍できる。						
	工事比率		施工の品質を	この品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。										
			施工の品質を	品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。										
			システムの性	ステムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足して										
			いることが確	いることが確認できる。										
			システムの性	生能及び機能	能に関する試	ば運転の確認 しんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんか	方法にエ	夫がある。						
			不可視部分。	となる品質が	、、工事写真	、施工記録/	こより確認	できる。						
			検査でのエラ	夫や良好な!	施工の品質が	が、継続して	確認できる	5.						
			□ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。											
			〕 その他											
			理由:											
						評価								
a:品質が特I	に優れている。	a': ₽	品質が優れてし	いる。	b: 品質が特	に良好であ	る。	b':品質が良好である。						
c:品質が適t	刃である。	d:占	d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。											
該当項目が9	90%以上		→a	 ■ = 合 	格項日 □=	不合格項目	— = 輕症	西対象外項目 ※□と■は	は総称して評価対象項目					
該当項目が8	80%以上90%未満							「□」をダブルクリック×2回で						
該当項目がで	70%以上80%未満		~	O 21.11.		ある場合はこ	れを除外し	した評価対象項目数を母数と	:して計算した比率(%)計					
該当項目が6	60%以上70%未満		⊸ υ	算の値で評				T. (T.). (A.). (A.). (B.).						
該当項目が5	50%以上60%未満		→c	4)評価値	(%)=合格]	貝日釵(̄■.]の数) / 言	評価対象項目数(「□」と「■」	を合わせた数)					
該当項目が5	50%未満		→d											
	暫定評価				評価値									

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計 図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工事毎に評価し 工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事について複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

別紙⑮ (品質3/4) 検査員用

考査項目	細別	評価	対象項目										
3. 出来形	Ⅱ.品質		機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。										
及び	暖冷房衛生設備		施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。										
出来ばえ	工事		材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。										
	機械設備工事		品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。										
	工事比率		施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。										
			施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。										
			システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足し										
		ていることが確認できる。											
			システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。										
			不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。										
] 検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。										
] 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。										
			その他										
			理由:										
			評価										
a:品質が特I	こ優れている。	a'∶ ြ	品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。										
c:品質が適t	刃である。	d: 品	d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。										
該当項目が9	00%以上		→a ① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目										
該当項目が8	80%以上90%未満		→a' ② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「一」にする。										
該当項目が7	/0%以上80%未満		→b ③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計										
該当項目が6	0%以上70%未満		⇒b' 算の値で評価する。										
該当項目が5	60%以上60%未満		→c ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)										
該当項目が5	60%未満		→d										
	暫定評価		評価値										

- ※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
- ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計 図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工事毎に評価し 工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事について複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

考查項目別運用表(建築工事)(完成)

Ⅱ.品質 解体工事	□ 建設廃棄	物の処分記録の内容が、適切であることが確認できる。									
解体工事		物のたりに外の内容が、過りでめることが推認できる。									
/JT TT	□ 各施工段	各施工段階ごとの施工状況が施工計画書等に基づき、適切であることが確認できる。									
	□ 整地等に	整地等における施工の品質が、良好であることが確認できる。									
工事比率	□ 各施工段	各施工段階ごとに施工品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されてることが確認できる。									
	□ 解体施工	解体施工等において品質確保のための工夫をしていることが確認できる。									
	□ 不可視部	分が段階確認等で適切に行われていることが確認でき、、写真記録等も整備されている。									
	□ その他										
	理由:										
	1	評価									
a: 品質が特に優れている。 a		ている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。									
刃である。	d: 品質がやや	不適切である。 e:品質が不適切である。									
0%以上	→a	① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目									
0%以上90%未満	→a'	① ■=合格項目、□=不合格項目、□=評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目 ② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「ー」にする。									
0%以上80%未満	\rightarrow b	③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計									
0%以上70%未満	→b'	算の値で評価する。									
該当項目が50%以上60%未満 →c		④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)									
該当項目が50%未満 →d											
暫定評価		評価値									
	で優れている。 のである。 の%以上 の%以上90%未満 の%以上70%未満 の%以上70%未満 の%以上60%未満 の%未満	工事比率 □ 各施工段 □ 解体施工 □ 不可視部 □ その他 理由: □ である。 a':品質が優れ 0%以上 0%以上 0%以上50%未満 →a' 0%以上50%未満 →b 0%以上50%未満 →b 0%以上60%未満 →c 0%は、計 0%は、計 0%は、計 0%は、対 0%									

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

該当項目が50%未満

- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計 図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工事毎に評価し 工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。ただし、その工事について複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

	最終評価			最終 評価値							
•			=	(1)評価値	×	(1)工事比率	+	(2)評価値	×	(2)工事比率	+
該当項目が90%以上		→a		(3)評価値	×	(3)工事比率	+	(4)評価値	×	(4)工事比率	
該当項目が80%以上90%未満		→a'									
該当項目が70%以上80%未満		→b									
該当項目が6	0%以上70%未満	→b'									
該当項目が5	0%以上60%未満	→c									

(減点)建築工事・電気設備等工事・暖冷房衛生設備等工事・解体工事のうち、いずれか1つでも該当すればd評価とする。

□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。

(滅点)建築工事・電気設備等工事・暖冷房衛生設備等工事・解体工事のうち、いずれか1つでも該当すればe評価とする。

□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

別紙⑮ (出来ばえ1/4) 検査員用

考査項目	細別	評価	西対象項目								
3. 出来形	Ⅲ.出来ばえ		きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。								
及び	建築工事		関連工事(工種)又は、既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。								
出来ばえ			使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。								
			仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。								
	工事比率		色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。								
			材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。								
			保全に配慮した施工がなされている。								
			その他								
			理由:								
	•		評価								
a:全体的な5	完成度が優れてい	る。	b:全体的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。								
d:全体的な5	完成度が劣ってい	る。									
該当項目が9	00%以上		→a ① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目								
該当項目が8	80%以上90%未満		→b ② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「□」をダブルクリック×2回で「-」にする。								
該当項目が8	80%未満		→c ③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計								
算の値で評価する。 ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)											
			● 計画に(70) - 自行を自致(1■]の数//計画対象項目数(1□]と1■]を自わせた数/								
	暫定評価		評価値								

- ※1. 全体的な仕上がりの状態、機能を評価する。
- ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がりの状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技 術的な評価を行う。
- ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工事毎に評価し 工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事について複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

別紙⑮ (出来ばえ2/4) 検査員用

考査項目	細別	評価	5対象項目								
3. 出来形	Ⅲ.出来ばえ] きめ細やかな施工がなされている。								
及び	電気設備工事		関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。								
出来ばえ	受変電設備工事		機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。								
			環境負荷低減への対策が優れている。								
			運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。								
			その他	その他							
	工事比率		理由:								
	評価										
a:全体的なデ	足成度が優れてい	る。		b:全体的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。							
d:全体的なデ	記成度が劣っている	5。									
該当項目が9	0%以上		→a	① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目							
該当項目が8	0%以上90%未満		→b	② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「ロ」をダブルクリック×2回で「一」にする。							
該当項目が8	該当項目が80%未満 →c			③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計							
				算の値で評価する。 ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)							
				♥							
	暫定評価			評価値							

- ※1. 全体的な仕上がりの状態、機能を評価する。
- ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がりの状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技 術的な評価を行う。
- ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工事毎に評価し 工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事について複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

別紙⑮ (出来ばえ3/4) 検査員用

考査項目	細別	評価	i対象項目								
3. 出来形	Ⅲ.出来ばえ		きめ細やかな施工がなされている。								
及び	暖冷房衛生設備		関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。								
出来ばえ	工事		機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。								
	機械設備工事		環境負荷低減への対策が優れている。								
			運転操作及で	び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。							
			その他								
	工事比率		理由:								
	<u></u>										
a:全体的な完	記成度が優れてい	る。		b:全体的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。							
d:全体的な完	記成度が劣っている	5。									
該当項目が9	0%以上		→a	① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目							
該当項目が8	0%以上90%未満		→b	② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「ロ」をダブルクリック×2回で「-」にする。							
該当項目が8	該当項目が80%未満 →c			③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計							
				算の値で評価する。 ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)							
	暫定評価			評価値							

- ※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
- ※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。
- ※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がりの状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技 術的な評価を行う。
- ※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工事毎に評価し 工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事について複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

考查項目別運用表(建築工事)(完成)

考査項目	細別	評価	5対象項目									
3. 出来形	Ⅲ.出来ばえ		解体後の土地の雨水排水等にきめ細やかな配慮がなされて、解体後の整地の状態が良い。									
及び	解体工事		関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。									
出来ばえ	工事比率		跡地の利用	跡地の利用者の安全に対する配慮に優れている。								
			周辺の状況を配慮し、調和した仕上がり状況である。									
			隣接する住居等への配慮が良い。									
			その他									
			理由:									
	評価											
a:全体的な5	完成度が優れてい	る。		b:全体的な	完成度が良	見好である。	c:全体的な完	成度が適切である。				
d:全体的な5	完成度が劣っている	5。										
該当項目が9	90%以上		→a	① ■ = 合格項目、□ = 不合格項目、一 = 評価対象外項目 ※□と■は総称して評価対象項目								
該当項目が8	30%以上90%未満		→b	② 評価対象項目のうち、対象としない項目は「ロ」をダブルクリック×2回で「-」にする。								
該当項目が8	30%未満		→c	③ 評価対象外項目のある場合はこれを除外した評価対象項目数を母数として計算した比率(%)計								
				算の値で評価する。 ④ 評価値(%) = 合格項目数(「■」の数) / 評価対象項目数(「□」と「■」を合わせた数)								
					(70 / - 12 17 17	頃口奴('■]の奴//	正 画 列	(・ロ]と・■]を日47世代数/				
	暫定評価			評価値								

- ※1. 全体的な仕上がりの状態、機能を評価する。
- ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がりの状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技 術的な評価を行う。
- ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工事毎に評価し 工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事について複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

	最終評価		最終 評価値							
			 (1)評価値	×	(1)工事比率	+	(2)評価値	×	(2)工事比率	+
該当項目が90%以上		→a	(3)評価値	×	(3)工事比率	+	(4)評価値	×	(4)工事比率	
該当項目が80%以上90%未満		→b								
該当項目が80%未満		\rightarrow_{C}								

(減点)建築工事・電気設備等工事・暖冷房衛生設備等工事・解体工事のうち、いずれか1つでも該当すればd評価とする。

□ 出来ばえが劣っている。